

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次		
告 示		ページ
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○道路の区域変更(2件)	(道 路 課)	1
○都市計画の変更	(都市計画課)	1
公 告		
○高知県立月見山こどもの森の指定管理者の募集	(環境共生課) (9・16揭示)	2
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め	(農業基盤課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
高知県教育委員会公告		
○高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の募集	(教育委員会 生涯学習課) (9・11揭示)	2
○高知県立香北青少年の家の指定管理者の募集	(") (")	3
○高知県立高知青少年の家の指定管理者の募集	(") (")	3
○高知県立青少年体育館の指定管理者の募集	(") (")	4
高知県人事委員会規則		
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		5
入札公告		
○一般競争入札(放射線情報システム)の公告	(公営企業局 県立病院課)	5

告 示

高知県告示第594号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成20年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
土佐郡大川村上小南川字地立林184の1、185、186の1、299の1、299の3、299の5、299の7、299の8、299の10、299の13、宇東妙ガ191の1・198(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、191の3、194の2、195の1、宇妙ガ170、174、297の4、298の1、298の3、宇柄ノ内204、205の1、209の1、211、212、302の1、303の2、宇川口308の1から308の3まで、311の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県森林部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第595号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年9月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠崎野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町下井字 ナノ丸357番1から	前	3.3 }	372
	後	15.6	

香南市野市町西野字 ヲノ丸1919番1まで	後	10.8 } 38.2	372
--------------------------	---	-------------------	-----

高知県告示第596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年9月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市波介字榎ノ本 字4761番1から 土佐市波介字榎ノ本 字4758番2まで	前	12.9 } 23.1	54
	後	15.6 } 39.2	

高知県告示第597号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成20年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路(3・3・89号高知山田線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
高知市布師田字外ハケ坪、字ニノガセ、字町田及び字中久保の各一部
南国市下末松字高屋ノ西、字高屋、字田所、字田所北及び字米屋の各一部
香美市土佐山田町字大ツカ西の一部
- 3 縦覧場所
高知県土木部都市計画課並びに高知市役所、南国市役所及び

香美市役所

公 告

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成20年9月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
高知県立月見山こどもの森（以下「月見山こどもの森」という。）
 - (2) 施設の場所
香南市香我美町岸本及び夜須町坪井
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 月見山こどもの森における行為並びに月見山こどもの森のキャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等に関する業務
 - (2) 月見山こどもの森の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務
 - (3) 月見山こどもの森の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務
- 3 指定期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格
高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、月見山こどもの森の利用において、県民の平等利用を確保し、その業務に係る経費の縮減を図り、効率的に月見山こどもの森の管理運営をすることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- 5 指定の手続
 - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。
 - ア 2の業務に関する事業計画書
 - イ 2の業務に関する収支予算書
 - ウ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書
 - エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の

- カ 団体にあつては代表者の住民票の写し
 - カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
 - キ 設立趣旨書、事業内容を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
 - ク グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類
 - (2) 募集期間は、平成20年9月16日（火）から同年10月15日（水）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月15日午後5時30分までに必着すること。
 - (3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県文化環境部環境共生課のホームページ（<http://www.pref.kochi.jp/~junkan/>）からも入手することができる。
 - (5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
 - 6 その他
県は、指定管理者と月見山こどもの森の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
 - 7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県文化環境部環境共生課
電話番号088-823-9611 ファクシミリ番号088-823-9283
-
- 県営土地改良事業上ノ加江地区（大川内換地区）に係る換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
- 平成20年9月26日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 換地計画書の写し
 - (2) 現形図及び換地図

- 2 縦覧期間
平成20年9月26日から同年10月16日まで
- 3 縦覧場所
中土佐町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

都計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成20年9月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年1月11日 19高須土第954号	須崎市下分字マサコ乙1113番地	須崎市下分乙1101番地 日鉄鉱業株式会社 鳥形山鉱業所 執行役員鳥形山鉱業所長 野口 義文

教育委員会公告

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。
平成20年9月11日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - (1) 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ（以下「青少年プラザ」という。）
 - (2) 施設の所在地
高知市小津町6番4号
 - (3) 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 青少年プラザの利用の許可等に関する業務
 - (2) 使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
 - (3) 青少年プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 青少年に対し、主体的な活動の場を提供することにより、青少年の社会性を養うとともにその健全な育成を図るといふ青少年プラザの目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑に青少年プラザを管理運営することができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

オ 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類

カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載している書類

(2) 募集期間は、平成20年9月11日(木)から同年10月17日(金)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月17日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~shakai/shohgai/>)からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と青少年プラザの管理に関

する協定を締結し、管理運営に係る経費については、当該協定に基づき、知事が指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7-52

高知県教育委員会事務局生涯学習課

電話番号088-821-4629 ファクシミリ番号088-821-4505

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第9号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年9月11日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立香北青少年の家(以下「青少年の家」という。)

(2) 施設の所在地

香美市香北町吉野1300

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 青少年の家の利用の許可等に関する業務

(2) 使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)

(3) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 青少年の家を利用する者への食事の提供及び宿泊に関する業務

(5) 青少年の家を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務

(6) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務

(7) (1)から(6)までの業務のほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑に青少年の家を管理運営することができる法人その他の団体とする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)

に次に掲げる書類を添付して、7に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に関する事業計画書

イ 2の業務に関する収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

オ 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類

カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載している書類

(2) 募集期間は、平成20年9月11日(木)から同年10月17日(金)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月17日午後5時30分までに必着すること。

(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ(<http://www.pref.kochi.jp/~shakai/shohgai/>)からも入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家の管理に関する協定を締結し、管理運営に係る経費については、当該協定に基づき、知事が指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7-52

高知県教育委員会事務局生涯学習課

電話番号088-821-4629 ファクシミリ番号088-821-4505

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第10号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

平成20年9月11日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

<p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称 高知県立高知青少年の家(以下「青少年の家」という。)</p> <p>(2) 施設の所在地 吾川郡いの町天王北一丁目14</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 青少年の家の利用の許可等に関する業務</p> <p>(2) 使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)</p> <p>(3) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 青少年の家を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務</p> <p>(5) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務</p> <p>(6) (1)から(5)までの業務のほか、青少年の家の設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>3 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑に青少年の家を管理運営することができる法人その他の団体とする。</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、7に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に関する事業計画書</p> <p>イ 2の業務に関する収支予算書</p> <p>ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類</p> <p>エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し</p> <p>オ 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類</p> <p>カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載している書類</p> <p>(2) 募集期間は、平成20年9月11日(木)から同年10月17日(金)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月17日午後5時30分までに必着すること。</p>	<p>と。</p> <p>(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ(http://www.pref.kochi.jp/~shakai/shohgai/)からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 高知県教育委員会は、指定管理者と青少年の家の管理に関する協定を締結し、管理運営に係る経費については、当該協定に基づき、知事が指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52 高知県教育委員会事務局生涯学習課 電話番号088-821-4629 ファクシミリ番号088-821-4505</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第11号)第2条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。</p> <p>平成20年9月11日(掲示済) 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称 高知県立青少年体育館(以下「体育館」という。)</p> <p>(2) 施設の所在地 吾川郡いの町八田1767</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 体育館の利用の許可等に関する業務</p> <p>(2) 使用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)</p> <p>(3) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 体育館を利用する青少年の活動が安全かつ円滑に行われるための支援に関する業務</p> <p>(5) 青少年等を対象とする主催事業の企画及び実施に関する業務</p> <p>(6) (1)から(5)までの業務のほか、体育館の設置の目的を達成するために必要な業務</p>	<p>3 指定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事務所(本社又は本店等)を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑に体育館を管理運営することができる法人その他の団体とする。</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、7に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に関する事業計画書</p> <p>イ 2の業務に関する収支予算書</p> <p>ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類</p> <p>エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し</p> <p>オ 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に係る財務諸表等経営の状況を示す書類</p> <p>カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載している書類</p> <p>(2) 募集期間は、平成20年9月11日(木)から同年10月17日(金)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月17日午後5時30分までに必着すること。</p> <p>(3) (1)の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ(http://www.pref.kochi.jp/~shakai/shohgai/)からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 高知県教育委員会は、指定管理者と体育館の管理に関する協定を締結し、管理運営に係る経費については、当該協定に基づき、知事が指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先</p>
--	--	--

郵便番号780-0850
高知市丸ノ内一丁目7-52
高知県教育委員会事務局生涯学習課
電話番号088-821-4629 ファクシミリ番号088-821-4505

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月26日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第25号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「総務課長補佐 企画財政課長補佐（予算を担当する者に限る。）」を「総務課長補佐（人事を担当する者に限る。） 企画財政課長補佐」に改め、同表土佐市市長部局支所の項を削り、同表宿毛市市長部局本庁の項中「課長 企画課長補佐（秘書を担当する者に限る。）」を「会計管理者 課長 企画課長補佐（秘書を担当する者に限る。）」に改め、同表四万十市市長部局総合支所の項中「総務課長補佐」を削り、同表香南市市長部局本庁の項中「出納室長」を削り、同表東洋町町長部局本庁の項中「課長」を「課長 出納室長」に改め、同表本山町町長部局病院の項中「副院長」を「副院長 参事」に改め、同表土佐町町長部局本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 参事」に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「総務課参事」を「総務課参事 紙の博物館長」に改め、同表いの町町長部局病院の項中「副院長」を「副院長 健診部長」に改め、同表佐川町町長部局本庁の項中「室長」を削り、同表佐川町町長部局病院の項中「医長」を削り、同表黒潮町農業委員会事務局の項を削る。

別表第2幡多広域市町村圏事務組合の項中「事務局長」を「事務局長 管理局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年9月26日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
放射線情報システム 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成21年2月5日（木）

- (4) 納入場所
高知県安芸市宝永町1-32
高知県立安芸病院

- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前に入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における平成18～20年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）（以下「名簿」という。）に記載されている者又は名簿に記載されていない者で平成20年10月24日（金）までに高知県会計管理局総務事務センターにおいて、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の認定を受けたものであること（この場合において、同月9日（木）午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。）。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示す入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号784-0027
高知県安芸市宝永町1-32

高知県立安芸病院事務部総務課

電話番号0887-34-3111

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

- ア 期間
平成20年9月26日（金）から同年10月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

イ 場所

(1)の場所

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成20年11月5日（水）午前10時（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、同月4日（火）午後5時までに(1)の場所に必着すること。)

イ 場所

高知県安芸市宝永町1-32

高知県立安芸病院南館3階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札参加者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格を満たすことを証明する書類を3の(1)の場所に平成20年10月10日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札参加者は、高知県立安芸病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Type of product required for purchase: Radiology information system 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on October 10, 2008
- (3) Date and time for the submission of bid tender: 10:00 A.M. on November 5, 2008 (bid tenders submitted by mail should be received by 5:00 P.M. on November 4, 2008)
- (4) Contact address: Prefectural of Aki Hospital, Office Department, General Affairs Department, 1-32 Houei-cho, Aki City, Kochi 784-0027 Japan
Tel: 0887-34-3111